

中型トラックの追突事故（山形県東根市）

（別紙1）

【事故概要】

- ・日時：令和3年10月18日 13時01分頃
- ・概要：中型トラックが国道48号を走行中、バス停で客扱いのため停車していた乗合バスに追突し、乗車しようとしていた乗客2名を路上に転倒させ、うち1名を車両下部に巻き込み、さらに歩道に乗り上げて停車した。この事故により、乗客2名が重傷(うち1名は約1年後に死亡)、運転者2名が軽傷を負った。

【原因】

○前方不注視

- ・疲労等に伴い、意識レベルが一時的に低下した状態を繰り返しながら休憩場所を探して運転していたことにより進路前方への注意力が低下。

○不十分な指導監督

- ・過去に運転者が起こした物損事故に対する再発防止のための指導教育が不十分。

○不適切な運行管理

- ・乗務記録や運行記録を把握しておらず、安全運行のために必要な指示なし。

【再発防止策】

- 注意力が低下した状態で運転を継続することの危険性を理解させる。→**運転者**
- 初任運転者に対する適切な指導の実施と指導内容が理解されているかの確認。
→**事業者・運行管理者**
- 日頃からの適切な運行指示と運行記録内容の確認。→**運行管理者**
- 運転者へ負担が過度にならないよう配送先に要請。→**事業者・運行管理者**



事故車両



わずか2秒間の脇見で約33mの距離を走ることを理解させ、脇見運転の危険性を指導(60km/h時)